

「口腔外傷遭遇時の対応と外傷歯への補綴処置」

早田倫久

かつて口腔外傷を主訴として来院される患者の大半は幼児や小児が圧倒的に多かった。しかし超高齢化社会となった今、転倒により受傷する老人が増えている。

また、学生がクラブ活動等で受傷する事象も多く見受けられる。これはサッカー、ラグビー、バスケット等の TV での試合中継を見ることにより、それぞれの競技にかかわりたいとの思いでクラブ活動への参加が盛んになってきている結果ではないかと感じる。

このような思春期にある学生には、怪我の治療のみならず精神面でのフォローアップが必要なケースが多い。

そこで、口腔外傷に遭遇した時の対応方法や受傷後の補綴処置についていくつかの症例を交えて考察したいと思う。

「新しい歯科技工士の働き方 ―リモートワーク、デジタル技工、歯科医療機関連携―」

牧田絵梨奈、山下茂子

平成 26 年 4 月、小臼歯の CAD/CAM 冠が社会保険診療に適応後、大臼歯、前歯、インレーと適応範囲が拡大してきております。今後も 12%金銀パラジウム合金の価格高騰も要因となり、CAD/CAM 冠の製作が増えると予想されます。

歯科医院、歯科技工所においては、デジタル機器の導入が急速に進んできたことや、新興感染症の感染拡大等により、歯科医院・歯科技工所間におけるデジタルツールを用いた情報交換も急激に促進されており、歯科医師と歯科技工士のコミュニケーション方法も大きく変化してきています。

そのような中、令和 4 年 3 月 31 日、厚生労働省医政局より「歯科技工士法施工規則の一部を改正する省令」が公布されました。歯科技工録 3 年保管義務、歯科技工所間連携、リモートワーク等、歯科技工に従事するものにとって大切な省令改正です。特にデジタル技術を活用した歯科技工業務(歯科補綴物の CAD デザインなど)が自宅などで行えるリモートワークが歯科技工士に認められたことは、子育て中や介護を行なっている世代にとって、働き方の選択肢が増え、働きやすい就労環境の構築につながると期待しています。

当日は、省令改正の重要なポイントの説明や、デジタルツールを用いた歯科技工の紹介、実際にリモートワークを行なっている事例もお示ししながら、新しい歯科技工士の働き方のご紹介をさせていただきます。